

平成 25 年 6 月 27 日  
大阪府内建築行政連絡協議会

〔会長 大阪府住宅まちづくり部  
建築指導室長 田村 卓司〕

## 事業者の皆様へ

### 簡易リフト、エレベーターに関する建築基準法の手続について

最近、特に工場や作業場等において、建築基準法で定めるエレベーターであるにもかかわらず、建築基準法の規定に基づく確認・検査を受けずに設置されたエレベーターによる死亡又は重大な人身事故が発生しております。工場等に設置される簡易リフト、エレベーターに関しては、労働安全衛生法と、建築基準法が適用されますが、事故を起こしたエレベーターについては、建築基準法の規定に基づく確認申請等の手続がされておらず、建築基準法に適合しない部分があったことが確認されています。

企業等のコンプライアンス（法令遵守）が強く求められる昨今、事業者におかれましては、工場等に簡易リフト、エレベーターを設置される際は、労働安全衛生法に係る設置届又は設置報告書と、建築基準法に基づく手続（建築確認、完了検査、定期検査報告）を適正に行っていただきますようお願いいたします。

なお、建築基準法に関するお問い合わせについては、裏面に記載している 17 市又は大阪府の担当部署までお願いいたします。

**建築基準法では、**

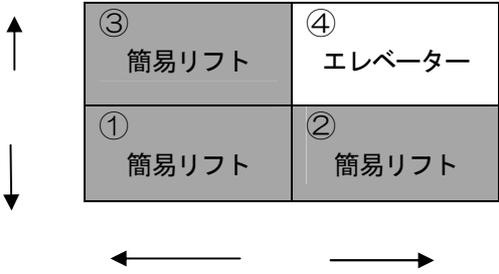
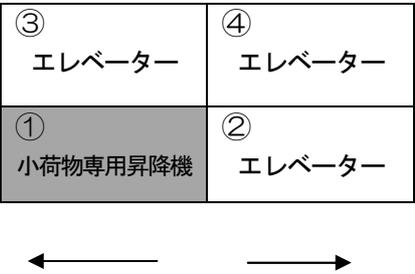
- 簡易リフト
- 1 t 未満のエレベーター

**についても、建築確認、完了検査、定期検査報告が必要となります。**

【問い合わせ先】 建築基準法に関する問い合わせは下記までお願いします。

設置場所	担当部署名	TEL
大阪市	大阪市都市計画局建築指導部建築確認課	06-6208-9304
豊中市	豊中市都市計画推進部土地利用調整センター監察課	06-6858-2429
堺市	堺市建築都市局開発調整部建築安全課	072-228-7482
東大阪市	東大阪市建設局建築部建築指導室指導監察課	06-4309-3245
吹田市	吹田市都市整備部開発審査室	06-6384-1994
高槻市	高槻市都市創造部審査指導課	072-674-7569
守口市	守口市都市整備部建築指導課	06-6992-1698
枚方市	枚方市都市整備部開発指導室建築安全課	072-841-1221 (3386)
八尾市	八尾市建築都市部審査指導課	072-924-3852
寝屋川市	寝屋川市まち政策部まちづくり指導課	072-825-2798
茨木市	茨木市都市整備部審査指導課監察係	072-620-1661(2924)
岸和田市	岸和田市まちづくり推進部建設指導課	072-423-9571
箕面市	箕面市みどりまちづくり部建築指導課	072-724-6972
門真市	門真市都市建設部建築指導課	06-6902-1231 (4056)
池田市	池田市都市建設部審査課	072-754-6339
和泉市	和泉市都市デザイン部建築・開発指導室	0725-99-8141
羽曳野市	羽曳野市都市開発部建築指導課	072-958-1111(2556)
上記以外の市町村	大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築安全課	06-6210-9726

【参考】 労働安全衛生法と建築基準法の相違点

項目	労働安全衛生法	建築基準法
適用の対象	工場等に設置されるエレベーター（一般公衆の用に供されるものは除く）で積載荷重0.25 t以上のもの	人又は荷物を運搬する昇降機（用途、積載荷重にかかわらず）
区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>● エレベーター かごの面積1㎡超かつ高さ1.2m超</li> <li>● 簡易リフト かごの面積1㎡以下又は高さ1.2m以下</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● エレベーター かごの面積1㎡超又は高さ1.2m超</li> <li>● 小荷物専用昇降機 かごの面積1㎡以下かつ高さ1.2m以下</li> </ul>  <p>※②③は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため、建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適用されます。</p>